

## 新しい人権問題への対応(その十九)



研究センター理事長  
学校法人同志社前総長

大谷 実

インターネットは、情報の収集やコミュニケーションの方法・手段として、日常生活上必須のものとなってきました。また、スマートフォンの普及によって、誰にでも利用できる大変便利な文明の利器となっています。特に、インターネットの掲示板への書き込みやYouTubeへの投稿は、匿名で行うことができるので、日頃考えられていることや言いたいことを自由に表現することが可能となっています。その意味で、インターネットは人権としての「表現の自由」の拡大に寄与しているのです。本欄のタイトルである「新しい人権問題」の最たるものといっても過言ではありません。

その一方で、個人情報を通してのプライバシーの侵害、会社の上司など特定の個人を対象とした誹謗・中傷、無責任な噂の伝播、同和問題や外国人等に関する差別的な表現の投稿や書き込みなど、人権を無視した違法な表現行為が大きな問題となっています。とくに、ネット上の情報は、複製されて広まりやすく、また、一度公開されると時間が経過しても検索サイトで簡単に見ることができるので、対象とされた人の被害は深刻なものとなっています。インターネットを通じての人権審判事件は年間二千年ほどありまして、そのうちの三分の一は名誉毀損事件だといわれています。

そこで、被害に遭った人はいかに救済するかが大きな課題となります。まず、誰が違法な内容の発信をしたかが分っている場合は、その発信者に対し民事上の損害賠償を請求し、また、刑事上は名誉毀損罪で告訴することになります。さらに、当然のことながら発信者に対して、名誉毀損に当たるコンテンツを削除するように請求することができます。しかし、名誉毀損や誹謗・中傷といった違法な表現をする場合、発信者のほとんどは匿名です。したがって、被害者は誰に請求してよいか分からないわけですが、掲示板等に掲載するのは業者であるプロバ

イダーであり、また削除するのもプロバイダーでありますから、当然、違法なコンテンツの発信者は誰かについて、被害者はプロバイダーに尋ねることになります。

プロバイダーがすぐに教えてくれれば問題はないのですが、発信者が敢えて匿名にしているのを被害者に教えてしまうことは、発信者のプライバシーの権利を侵害することになりますから、教えてくれるとは限りません。匿名の発信者には、人権としての「プライバシーの権利」があるのです。ちなみに、プロバイダーというのは、利用者インターネットにつながる業者のことです。

名誉毀損の被害者は、例えば、一日でも早く恥ずかしい自分の性的画像を削除して欲しいが、投稿者が誰かわからない。プロバイダーも教えてくれない。プロバイダーは、他人が発信した情報をインターネットに接続するのがその役割ですから、違法なコンテンツを削除すること自体は本来の業務の内容に入っていません。それでは、名誉という人権を侵害された被害者は、誰からも救済してもらえないのでしょうか。途方に暮れてしまいます。

私は、通説に従って、名誉を侵害された被害者を放置するのは法律上許されないと考えます。被害者から自分が接続した違法なコンテンツの削除を求められており、

削除できるのはそのプロバイダーしかないのですから、プロバイダーに削除する法律上の義務（作為義務）を認め、その作為義務に違反して削除を放置したプロバイダーを名誉毀損罪で処罰すべきだと考えます。したがって、告訴の相手方はプロバイダーということになります。

以上は刑事事件としての救済方法ですが、法律の明文でプロバイダーの刑事責任が認められているわけではありません。これに対して、民事上の救済方法は、一般に「プロバイダー責任制限法」と呼ばれている法律に基づいて決められています。ご参考までに、この法律の正式の名称を紹介しますと、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」というものでありますが、この法律によりますと、プロバイダーは、名誉毀損や人権を無視した違法な情報の掲載についてその被害者が通告してきた場合、直ちに削除してしまえばプロバイダーとしての責任は負わなくてもよいのですが、削除を求められたのにそのまま放置していた場合、二つの責任追求手段が定められています。次号で、少し詳しく説明することにいたします。